

企業取引課の紹介

企業取引課では、「優越的地位の濫用（独占禁止法）」や「取適法」に関わる政策立案（ルールメイク）を担当しています。

具体的には、取引上の地位を利用した不当な商慣習を改善して、取引適正化のため、その対応策（法改正の立案、運用基準の改正、執行方針の検討、関係省庁や業界団体への働きかけ）について、企画立案業務を行っています。

① 実態把握

② ルールメイク

③ 浸透・定着

① 商慣習の実態把握

- ・ 業界団体、事業者、行政機関等との対話・ヒアリング・実態調査により、取引適正化のボトルネックとなる商慣習を把握
- ・ 有識者検討会における議論（例：企業取引研究会、知財WG）

② 取引適正化のための対応策を検討

- ・ 既存法令の解釈変更や運用変更の検討
- ・ 既存法令の解釈・運用変更では対応できない事象については、法律・政令・告示・ガイドライン等の改正・策定を検討

③ 新たなルールの浸透・定着

- ・ 法令・運用の実効性を確保するための仕組み作り
- ・ 経済界、行政機関、法曹界等への説明・対話
- ・ 書籍の執筆、雑誌への寄稿
- ・ パンフレット、取適法テキスト、Q&A等の作成・改正

●最近の事例

- ・ 取引適正化に向けた取組（説明会の実施・動画等のコンテンツによる周知広報）
- ・ 独占禁止法上の告示の制定・改正と施行準備（「支払告示」・「物流特殊指定」）
- ・ 知財取引指針の策定、優越ガイドラインの改正、労務費転嫁指針の改正

【企業取引課からのメッセージ】

我が国のサプライチェーン全体を強靱化するためには、価格転嫁等の取引適正化に向けた企業コンプライアンスの確保が最重要課題です。

この課題を解決するためのルールメイクと一緒に進めていただける方を募集しています。企業取引課のミッションに共感いただける方の応募をお待ちしています。